

わがまちの消防団強化交付金交付等要綱

（趣旨）

第1条 知事は、消防団が活発に活動する安心安全な地域づくりを推進するため、公益財団法人京都府消防協会（以下「協会」という。）が消防団等に対して実施する事業に要する経費に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において交付金を交付する。

（交付対象事業）

第2条 交付金の交付の対象となる事業は、前条に定める趣旨に沿って協会が実施する次の事業とする。

- （1）消防団がその分団等の単位で主体的に取り組む事業に対する補助事業
- （2）団員の配偶者等に対する激励事業
- （3）消防団が中心となって取り組むふるさとレスキュー、市町村と連携して取り組む事業など、別表1に定める事業
- （4）京都府消防団応援の店事業

（交付金の額）

第3条 交付金の額は、次により算定した額とする。

- （1）前条第1号の事業については、団員1人当たり5000円を団員数に乗じた額を上限とする。ただし、対象となる経費がこれを超えない場合は、その額を上限とする。
- （2）前条第2号の事業については、対象者1人当たり5000円を対象者数に乗じた額とする。ただし、対象となる経費がこれを超えない場合は、その額を上限とする。
- （3）前条第3号の事業については、別表1に定める額とする。
- （4）分団等が別表2に定める災害活動の要件を全て満たす活動をした場合、第1号本文に規定する上限の額に100分の120を乗じて得た額を上限とする。

（交付申請）

第4条 規則第5条に規定する申請書は、別記第1号様式によるものとする。

（変更の承認申請）

第5条 協会は、前条の規定により提出した申請書の内容を変更しようとするときは、別記第2号様式による変更交付申請書を知事に提出し、その承認を得なければならない。

（実績報告）

第6条 規則第13条に規定する実績報告書は、別記第3号様式によるものとし、交付金の交付決定のあった年度の翌年度の4月10日までに知事に提出するものとする。

（交付金の概算払）

第7条 知事は、事業施行上必要と認めるときは、当該年度の交付金交付決定額の範囲内において概算払をすることができる。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年度分の交付金から適用する。

この要綱は、平成24年度分の交付金から適用する。

この要綱は、平成25年度分の交付金から適用する。

この要綱は、平成26年度分の交付金から適用する。

この要綱は、令和元年度分の交付金から適用する。

この要綱は、令和2年度分の交付金から適用する。

この要綱は、令和5年度分の交付金から適用する。

この要綱は、令和6年度分の交付金から適用する。

この要綱は、令和7年度分の交付金から適用する。

別表１（第２条第３号、第３条第３号）

交付対象事業	交付単位	交付額（上限）
ふるさとレスキュー	１ 地域	1,000,000 円
地域連携取組推進事業	１ 消防団 ただし、団員定数７００人以上の消防団において合併前旧消防団別を実施する場合は、旧消防団（各事業２旧消防団まで）	500,000 円
消防団・地域企業等連携推進事業	１ 件	500,000 円
災害時孤立対策強化事業	１ 地域	府の委託事業として実施 500,000 円

別表２（第２条第１号、第３条第４号）

交付金加算項目	
（１）災害態様	死者等発生 of 津波災害などの大規模災害
（２）出勤範囲	他市町村での活動もしくは長期（３日以上）の活動
（３）活動様態	山林火災消火、土嚢積み等水防、避難誘導、救助搜索等